

令和4年度 岡山県コンテナ貨物集荷促進事業費補助金実施要領

1 事業内容

水島港において国際定期コンテナ航路（以下「外貿コンテナ航路」という。）又は内貿定期コンテナ航路（以下「国際フィーダー航路」という。）を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う貨物利用運送事業者（以下「フォワーダー」という。）に対し、そのコンテナ貨物の取扱実績に応じて補助金を交付して、水島港国際コンテナターミナルの利用を促進する。

2 用語の定義

この公募要領で使用する用語の定義は、「岡山県コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するほか、次のとおりとする。

① Gビズ ID

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム（j グランツ）において、1つのアカウントで様々な行政サービスの電子申請にアクセスできる法人・個人事業主向け共通認証システムである。

② gBizID プライム

Gビズ ID には、プライム、メンバー、エントリーという3種類のアカウントがあるが、プライムは審査を行いアカウントが発行されるため、様々な行政サービスの電子申請で利用できる。

3 補助金の概要

（1）補助対象期間

補助の対象期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

（2）補助対象者

補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象期間において、外貿コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用しているフォワーダーのうち、次の要件全てを満たす者とする。

- ① 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの輸出入コンテナ貨物取扱量（外貿コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用した輸出入コンテナ貨物^{※1}（空コンテナ貨物は除く。）の取扱量という。以下「補助対象年取扱量」という。）が、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの輸出入コンテナ貨物取扱量（以下「基準年取扱量」という。）と比較して、同量又は増加している者であること。
- ② 岡山県内に事業所を有し、知事が別にフォワーダーとして認めた者であること。
 - ・ 国際定期コンテナ航路を運航する船社の入出港に関する代理店業務^{※2}を行う者
 - ・ 輸出入コンテナ貨物の運送、荷役又は通関業務^{※2}を行う者
- ③ 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの年間（以下「基準期間」という。）

を通じて、フォワーダー業務を行った者^{※3}であること。

④ 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がない者であること。

※1 空コンテナ貨物は除き、船社から代理店業務で取り扱いを請け負った実入りコンテナ貨物とする。

※2 水島港における業務とする。

※3 基準期間後からフォワーダー業務を行うこととなった者については、基準期間より後の最初の年の1月1日から同年12月31日までの年間を通じてフォワーダー業務を行った者として取り扱い、基準年取扱量は、基準期間より後の最初の年の1月1日から同年12月31日までの輸出入コンテナ取扱量とする。

（3）補助金の種別及び額

補助対象期間における補助対象年取扱量について、外貿コンテナ航路及び国際フューダー航路の別に、次により補助金を交付する。

① ベースカーゴ補助

補助対象年取扱量のうち、基準年取扱量と同量分について、1TEU^{※4}あたり百円の補助金を交付する。

② 集荷促進補助

補助対象年取扱量が、令和2年以降の暦年における最も多い輸出入コンテナ貨物の取扱量と比較して増加した場合、その増加した取扱量について1TEU^{※4}あたり3千円の補助金を交付する。

※4 1FEU（40フィートコンテナ）は、2TEUとして取り扱う。

4 交付申請等

（1）交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郵送、持参又は電子申請により次の提出書類を提出する。

申請者は、郵送又は持参により提出する場合、土曜日、日曜日又は祝日等の閉庁日を除く開庁日の17時15分までに提出書類が受理されるよう申請しなければならない。

【提出書類】

① 郵送又は持参により提出する場合

必要事項を記入し、下記(ア)から(カ)に関する書類の原本を提出する。

郵送により提出する場合、書留郵便、配達記録郵便その他これらに準じる方法によるものとする。

(ア)岡山県コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(イ)日付、船名、コンテナのサイズ及び本数が確認できる水島港国際物流センター株式会社が運用するコンテナターミナル管理システムから集計した書類の写し（月別とし、実入り・空コンテナを両方とも含む。）

(ウ)輸出入コンテナ貨物取扱量の実績集計表（実入りのみ、様式は任意）

(エ)岡山県暴力団排除条例関係書類（誓約書（別紙1）、役員情報（別紙2））

- (オ)岡山県税の滞納がないことを示す納税証明書（原本）
- (カ)その他知事が必要と認める書類

② 電子申請（jGrants）により提出する場合

必要事項を jGrants に入力し、下記(ア)から(カ)に関するデータを jGrants 上で添付し送付する。PDF 等のデータとすることが困難な場合、郵送での提出も可能とするが、その場合、当該提出書類の原本を提出することとする。

なお、jGrants による電子申請の場合、予め「G ビズ ID」の「gBizID プライム」の取得が必要である。

- (ア)岡山県コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (イ)日付、船名、コンテナのサイズ及び本数が確認できる水島港国際物流センター株式会社が運用するコンテナターミナル管理システムから集計した書類の写し（月別とし、実入り・空コンテナを両方とも含む。）
- (ウ)輸出入コンテナ貨物取扱量の実績集計表（実入りのみ、様式は任意）
- (エ)岡山県暴力団排除条例関係書類（誓約書（別紙 1）、役員情報（別紙 2））
- (オ)岡山県税の滞納がないことを示す納税証明書
- (カ)その他知事が必要と認める書類

(2) 申請期限

令和 5 年 1 月 31 日（火）17 時 15 分までに下記提出先に必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに jGrants 上で提出が完了（jGrants が稼働する電子計算組織へデータが記録されること。）しなければならない。

(3) 提出先

① 郵送又は持参により提出する場合

岡山県土木部港湾課 計画振興班
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

② 電子申請（jGrants）により提出する場合

<https://www.jgrants-portal.go.jp/> ※5

※5 「gBizID プライム」のアカウントによりログインして申請すること。

5 交付決定

申請者から補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは知事が補助の交付の決定及び額の確定を行う。その場合、岡山県コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付決定及び確定通知書（様式第 2 号）により、

知事が申請者に通知する。

6 補助金の請求及び交付

(1) 補助金の請求

申請者は、補助金の交付の決定及び額の確定後、岡山県コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付請求書（様式第3号）を郵送で提出すること。

(2) 補助金の交付

補助金は、補助金交付請求書の内容を確認し、交付することとなるので注意すること。

なお、交付決定後、提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為等が認められた場合、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合がある。

7 留意事項

(1) 予算額超過の場合

補助金は予算の範囲内において交付する。したがって、補助金の交付予定額の合計が予算額を超える場合、予算額を交付予定金額により按分して交付するものとする。

(2) 県の調査

県は、補助金の交付決定及び交付確定の審査に当たり、申請者に対して説明を求め、又は現地調査等を行うことがある。

(3) 帳簿書類等の保存

申請者は、補助事業に係る帳簿書類等を補助事業の完了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

【提出・問い合わせ先】

岡山県土木部港湾課 計画振興班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

E-mail: kowan@pref.okayama.lg.jp